

結核患者様のご紹介について

西福岡病院には、結核病床 30 床があり、入院および外来での結核の治療を行っています。

★入院を優先すべき患者様は次のとおりです。

喀痰より抗酸菌塗抹陽性かつ核酸増幅法で結核菌が陽性の患者様で感染症法の入院勧告および公費負担の対象となりうる方です。

但し、精神疾患でコントロールが十分ついていない方や拒薬、徘徊など治療に支障のあるような認知症の方、その他、重篤な合併症のある方は当院では対応できかねますので申し訳ありませんがご了承ください(合併症については当院ソーシャルワーカーからお尋ねします。)

また、**抗酸菌塗抹陰性で、核酸増幅法陽性**の患者様の感染性は、抗酸菌塗抹陽性の患者様より低いため、通常は**外来治療**となります。

★上記の原則に当てはまらないが、入院治療も行っている患者様は次の通りです。

粟粒結核、処置が必要な結核性胸膜炎などの場合は入院治療が必要となる場合がありますのでご相談ください。感染症法の入院勧告の対象外です。

★**抗酸菌塗抹陽性だが核酸増幅法の結果がまだ出ていない患者様につきましては次のとおりです。**

結核であった場合は感染性と思われませんが、結核かどうかはまだ未判明です。

通常は、核酸増幅法検査結果を待ってから入院とすることを原則としていますが、病床に余裕がある場合（結核病棟内個室があいている場合）のみ、核酸増幅法検査結果未の状態でも入院をお引き受けしています。

その場合、検査の結果次第で結核ではない可能性がある事を、ご本人、ご家族に十分説明をお願いします。また、検査結果で結核でなかった場合（非結核性抗酸菌症で治療が必要と考えられる場合）は可能であれば当院一般病棟で治療導入致しますが、不可能な場合は紹介元の病院への転院となりますのでご了解ください。

また、施設入所中の患者様につきましても、嘱託医より、上記のごとく原則として診断をつけていただいてからのご紹介をお願いいたします。

なお、**結核発生届**は結核を最初に診断した医師が提出することとなっていますので、当院へ転院となる前に患者様の住所を管轄する保健所への届出連絡をお願いします。

また、**感染性がなくなった時点で自立生活が困難などの場合は、紹介元の病院への転院をお願いしております。ご協力をお願いいたします。**

(この入院基準は厚労省認可の結核医療高度専門施設である複十字病院の基準に則っております)

【ご連絡は原則としてお電話でお願いいたします】

平日：8：30～17：00

土曜日：8：30～12：30

西福岡病院（092-881-1331）地域連携室へご連絡ください。

平成25年7月17日
医療法人 西福岡病院
院長 中垣 充
呼吸器内科医師一同